

第 22 期愛知県内水面漁場管理委員会

第 5 回 会 議 議 事 録

令和 7 年 10 月 9 日
内水面漁場管理委員会委員室

日	時	令和7年10月9日(木)午後1時30分から午後2時15分まで	
場	所	内水面漁場管理委員会委員室	
議	題	第1号議案 うなぎ稚魚たも網漁業等の制限措置の内容及び申請すべき期間について(諮問)	
	報告事項	漁場実態に関する調査結果について	
出席委員		井野川仲男	愛敬 春男
		大内 徳明	高橋 英二
		浅野 友子	
		村松孝太郎	丹羽 浩和
		立木 宏幸	谷口 義則
欠席委員		山口 邦夫	
事務局職員		書記長	長井 猛
		主 査	黒田 拓男
		非常勤職員	江口 千香
農業水産局	水産振興監		岡本 俊治
	水産課	課 長	坂口 泰治
	〃	担当課長	原 保
	〃	課長補佐	大橋 昭彦
	〃	課長補佐	村内 嘉樹
	〃	主 任	金田 康見
	〃	課長補佐	長谷川圭輔

事務局（長井）

定刻となりましたので始めさせていただきます。

開会に先立ちまして、配布資料の確認をさせていただきます。

資料は会議次第、配席図、議案、報告事項の以上4種類です。

なお、本日、高橋委員から遊漁者のマナー向上の為のステッカーを頂きましたので皆様に配布させて頂いております。

それでは、ただ今から第5回愛知県内水面漁場管理委員会会議を開催します。

最初に井野川会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（井野川）

皆さんこんにちは。

第5回愛知県内水面漁場管理委員会の開催にあたり、挨拶を申し上げます。委員各位また行政関係者の皆様方にはお忙しい中御出席いただき誠にありがとうございました。

さて今年の夏はとにかく暑かったですね。気象庁の発表によると、全国の平均気温は平年よりも2.6度位高く、これは新記録だそうです。一方、愛知県の水産試験場では水温を計っているのですが、三河湾は意外と水温が高くありません。何故かと考える訳ですが、今年は黒潮の大蛇行が収束しました。大蛇行があると愛知県の沖に暖流が流れ込み水温が上がります。それが収束したので暖流が入らず水温が上がらなかったということで、三河湾の夏場は水温が意外と高くなかった、外海の影響がかなりあったのではないかと思ったところでございます。

一方、河川水につきましては、これは大気の影響を大きく受けると思います。水温が高いとアユの産卵にあまりよろしくなく、これから11月ぐらいの間、状況を注視していこうと思います。

さて、本日の議題でございますが議案が1件、報告事項が1件となっております。

委員の皆様には、円滑な議事進行に御協力いただくことをお願いいたしまして、私の挨拶といたします。

事務局（長井）	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは岡本水産振興監から御挨拶をお願いいたします。</p>
水産振興監（岡本）	<p>第5回愛知県内水面漁場管理委員会の開催にあたりまして、私からも一言御挨拶申し上げます。</p> <p>委員の皆様方には、お忙しい中、また遠路より御出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>また日頃から水産振興に御理解、御協力いただいていることにも重ねて御礼申し上げます。</p> <p>先程、井野川会長の御挨拶にございますとおり、暑い日が続いておりましたが、ようやく朝晩涼しくなって過ごしやすくなりました。それに伴いアユの釣りシーズンが終わりを迎えたなと思い、個人的には少し寂しさを感じるところでございます。</p> <p>前回の会議でもお話がありましたが、今年は比較的河川環境が安定して、各河川順調であったのではないかと考えております。</p> <p>また、丹羽委員が所属している振草川漁協さんが今年度、高知県で開催された全国コンテスト「清流めぐり利き鮎会」で準グランプリを見事受賞されたということでおめでとうございます。たいへん喜ばしいことでございます。</p> <p>これを契機に河川をPRして遊漁者が増え、県民の皆様にも愛知県の川の恵みを知って頂けることを期待しております。</p> <p>本日の議題は議案1件、報告事項1件と伺っております。</p> <p>慎重審議をお願い申し上げまして私からの挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。</p>
事務局（長井）	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は定員10名のうち、9名の出席を得ましたので、漁業法第173条で準用する第145条第1項の規定によりまして、この委員会の会議は成立しました。</p> <p>それでは、委員会運営規程第5条第2項によりまして、井野川会長に議長をお願いいたします。</p>

議長（井野川）	<p>私が議長を務めますので、よろしく申し上げます。</p> <p>では、委員会運営規程第11条第2項の規定に基づき、議事録署名者を指名します。</p> <p>議事録署名者には、議長の私と、愛敬委員、村松委員にお願いいたします。</p> <p>ただ今より議事に入ります。</p> <p>議案の「うなぎ稚魚たも網漁業等の制限措置の内容及び申請すべき期間について」水産課から説明をお願いします。</p>
水産課（村内）	<p>うなぎ稚魚たも網漁業等の制限措置の内容及び申請すべき期間について説明いたします。</p> <p>資料1ページを御覧ください。諮問文を朗読いたします。</p> <p>「諮問文朗読」</p> <p>今回は、11月末の有効期間の満了に伴い、許可の一斉更新を行ううなぎ稚魚たも網漁業等の制限措置の内容及び申請すべき期間について諮問するものでございます。</p> <p>資料3ページ、別紙を御覧ください。</p> <p>表の左の欄に漁業種類、真ん中の欄に制限措置の内容、右の欄に申請すべき期間を記載しております。</p> <p>制限措置の内容については昨年から変更ございませんが、改めて説明いたします。</p> <p>まず、1のうなぎ稚魚たも網漁業の制限措置の内容につきましては、「(2) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数」を5人としております。「(3) 操業区域」は、伊勢湾、三河湾、渥美外海及び共同漁業権区域を除く県内河川、「(4) 漁業時期」は12月21日から翌年4月25日まで、「(5) 漁業を営む者の資格」は県内に住所を有するものとしております。</p>

申請すべき期間につきましては、県漁業調整規則第11条第2項で、一月を下らない範囲内において漁業の種類ごとに定めると規定されており、今回は令和7年10月14日（火）午前8時45分から令和7年11月14日（金）午後5時30分までの1か月としております。

次に2のうなぎ稚魚待網漁業につきまして、制限措置の内容は、(2)に許可又は起業の認可をすべき漁業者の数、(3)に操業区域を定めております。「(2) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数」については、操業区域が(3)アの海面、共同漁業権漁場共第84号区域が1人、(3)イの矢作川が2人、(3)ウの境川等が2人、(3)エの音羽川等が1人としております。

資料4ページを御覧ください。「(4) 漁業時期」は、操業区域が(3)アの海面は12月21日から翌年3月26日まで、(3)イ、ウ及びエの河川については1月6日から3月26日まで、「(5) 漁業を営む者の資格」は県内に住所を有するものとしております。

申請すべき期間につきましては、先ほど説明した1のうなぎ稚魚たも網漁業と同じ期間としております。

次に3のうなぎ稚魚袖網式たも網漁業につきまして、制限措置の内容は、「(1) 漁業種類」、「(2) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数」を1人としております。「(3) 操業区域」は岐阜県第5種共同漁業権漁場内共第48号区域、「(4) 漁業時期」は1月6日から4月25日まで、「(5) 漁業を営む者の資格」は、主たる事務所を愛知県内に置き、(3)に規定する操業区域を含む漁業権の免許を受けた者としています。

申請すべき期間につきましては、先ほど御説明した2つの漁業と同じ期間でございます。

最後に、参考として、5ページに係る県漁業調整規則の抜粋を、7ページ以降に申請を受けるにあたり県webページ上で公開される公示文の案を載せております。

以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

議長（井野川）	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の内容につきまして、何かご質問等はございますか。</p>
委員（浅野）	この許可数は、どのように決められているのですか。
水産課（村内）	昨年度の許可数を反映しております。
委員（浅野）	資源量の動向等をチェックされた上で決められるのですか。
水産課（村内）	資源量の動向等は反映しておりません。
委員（浅野）	資源量調査はされていないのですか。
水産課（村内）	採捕量の把握は毎年行っております。
委員（浅野）	採っている量は把握しているが、資源量がどうなっているかは調査されていないのですか。
議長（井野川）	はい。
委員（浅野）	資源量を把握することは難しいということですね。採捕量で決めるわけではないのですか。これだけ採って良いと決める方が合理的な気がするのですが。
水産課（大橋）	採捕量につきましては、国全体で池入れの上限が決まっております。その上限に達すると採捕停止となる仕組みになっております。愛知県だけではなく、国全体のシステムということですよ。
委員（浅野）	ここでは許可の人数を決めているが、採捕量を把握することでコントロールするということですか。

水産課（大橋）	許可漁業というのは、採捕量を報告しなくてはいけないことになっておりますので、それをこちらで把握することになります。その情報は国に渡るものですから、国も全体を把握するという事です。
会長（井野川）	法律で漁獲量の報告は義務になっておりますので、そこで把握しているということです。
委員（浅野）	採捕量は把握しているということですね。
水産課（大橋）	県としては資源量を把握していませんので、こういった形になっております。
委員（浅野）	何か調べる方法は無いのですか。
水産課（大橋）	私の知る範囲ですと、今年はこれくらい来遊しそうなど、色々とはありますが、変動もございますので資源量を把握することは未だ難しい状況であると感じます。 従って、毎年の資源量は把握していないのですが、許可に基づく報告という形で、採捕量を国全体でコントロールはしているということです。
議長（井野川）	他によろしいですか。 質問等も出つくしたようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。
委員多数	（異議無し）
議長（井野川）	異議無しの声がありましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手を願います。

委員 全 員	(挙 手 全 員)
議長 (井野川)	<p>ありがとうございました。</p> <p>挙手全員と認め、議案の「うなぎ稚魚たも網漁業等の制限措置の内容及び申請すべき期間について」は、原案どおり適当と認めることといたします。</p> <p>次に、報告事項の「漁場実態に関する調査結果について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (黒田)	<p>それでは、報告事項「漁場実態に関する調査結果について」御説明いたします。</p> <p>第4回委員会で承認されました委員会が実施する「漁場実態に関する調査」について、その結果を取りまとめましたので御報告させていただきます。</p> <p>調査は「外来生物の生息・被害状況について」、「魚病の発生状況について」、「鳥類による食害対策について」、「漁場環境の保全について」の4項目について、アンケート調査により行いました。</p> <p>県内の内水面漁協 19 漁協を対象に実施し、18 漁協から回答を得ております。なお、1 漁協につきましては、現在のところ提出がなされておられません。</p> <p>それでは、1 ページをご覧ください。「I 外来生物の生息・被害状況について」でございます。</p> <p>以下の表によりアンケートを実施しまして、表の左から、河川湖沼名、漁業権番号、外来生物名、生息数、被害の確認方法、被害の状況、駆除等の方法、遊漁者の状況について回答を頂いております。</p> <p>今回、10 漁業権・11 漁協から報告がございました。昨年は 13 漁業権・14 漁協であり、報告数は減少となっております。なお、本県内水面全体の免許漁業権数は、県境漁場の岐阜県免許を含めて 23 件、漁協数は 19 漁協でございます。</p>

報告された外来生物は、報告数の多い順に、オオクチバスが7件、ブルーギルが6件、コクチバスが3件、ブラウントラウト、ギギ、ミシシippアカミミガメが各1件でした。

生息数につきましては、河川等により状況は異なりますが、前年との比較では、一部漁場において増加の傾向がみられました。

被害の状況といたしましては、ふな、おいかわ、こい、うぐい等の魚類全般の減少が挙げられました。

駆除に取り組んだ漁協につきましては、7漁業権・8漁協でありまして、昨年に比べ1漁協増えております。駆除方法は、主に刺し網や遊漁者への駆除呼掛けによるものでした。

2ページをご覧ください。2の「実施した外来魚駆除についての課題や問題点」につきましては、駆除の効率性や処分方法に関する課題が挙げられており、3の「その他意見」において、外来魚の管理方法及び再放流に関する意見がありました。

次に、3ページをご覧ください。

「Ⅱ 魚病の発生状況について」でございます。

1の「冷水病の発生状況」につきましては、報告のあった全ての漁協で「確認された」との回答はありませんでした。なお、発生報告があった漁業権数につきましては、平成29年の5漁業権をピークに減少傾向にあり、過去3年間はございません。

2の「冷水病対策の実施」につきましては、アユを漁業権魚種に設定している漁協のうち、10漁協から実施したと回答がありました。

3の「本年度に実施した対策」につきましては、「水温上昇を待って放流した」が7漁協、「冷水病に強い種苗を放流した」が2漁協、「他川からのおとりアユの持ち込みを禁止した」が2漁協であり、その他については、ルアー釣りによるおとりアユの現地調達や湖産アユを放流しなかったとの回答がありました。

4の「今後実施予定の冷水病対策」につきましては、本年度と同様の対策が挙げられております。

5の「エドワジエラ・イクタルリ症の発生状況」につきまして

は、報告のあった全ての漁協で「確認された」との回答はありませんでした。なお、エドワジエラ・イクタルリ症につきましては、平成29年の1件を最後に、発生確認の報告はございません。

次に、4ページをご覧ください。

「Ⅲ 鳥類による食害対策について」でございます。

1の「鳥類による食害状況、駆除等の方法などについて」は、以下の表によりアンケートを実施しまして、表の左から、河川湖沼名、漁業権番号、鳥類名、生息数、被害の状況、駆除等の方法、駆除数、特記事項について回答を頂いております。回答結果は、5ページまで続いております。

今回、13漁業権・15漁協から報告がありまして、報告件数は昨年より減少となっております。

確認された鳥類は、報告数の多い順に、カワウが13漁業権、シラサギが7漁業権、アオサギが3漁業権、カモ類であるカワアイサが1漁業権でした。

生息数につきましては、河川等で状況は異なりますが、前年との比較では、一部漁場において減少の傾向がみられました。

被害の状況としましては、放流直後のアユの食害が最も多く挙げられております。方法につきましては、主に銃器駆除、花火による追い払い、テグス張りによる飛来防止であり、積極的に取り組まれている漁協が多数でありました。

5ページ下段の2の「鳥類の生息数と被害額」につきまして、(1)は「実態を把握している」と回答した漁協の結果をとりまとめたものです。

生息数につきましては、カワウは1漁協から500～1,000羽、アマゴの食害となるカワアイサは1漁協から約50羽との報告がありました。被害魚種は、アユ、アマゴをはじめとした魚類全般であり、被害額は、詳細は不明と回答した漁協が多数でした。

続いて、(2)は実態を把握していないと回答した漁協の結果です。

生息数は「増加傾向」が1件、「変化なし」が7件、「減少傾向」

が5件でした。被害魚種は魚類全般であり、被害額は「増加傾向」が1件、「変化なし」が6件、「減少傾向」が3件ということで、依然として鳥類による食害が継続していますが、前年と比較して減少と捉える漁協の割合が例年より多数でありました。

続きまして、6ページの3の「駆除または追い払いの効果について」を御覧ください。

「駆除、追い払いをしているが被害の減少に至っていない」及び「思うような対策を実施するだけの財源が不足している」が7件、「駆除、追い払いにより一定の成果を挙げている」が4件、「効果的な駆除方法が確立されていない」が3件、「単県よりも広域的な単位で対策を講じる必要がある」が1件でした。

その他として、コロニーやねぐらへの対策の必要性や駆除作業に係るマンパワーの不足に関する意見が挙げられておりました。

また、4のその他意見につきましては、前年に比べてカワウ飛来数が少なかったという報告や、解決策に関する意見などが挙げられておりました。

次に7ページを御覧ください。「IV 漁場環境の保全について」でございます。

1の「河川流域の生態系、森林、水質などの問題」につきましては、回答の多い順に「土砂の流入及び堆積」が8件、「災害復旧事業等による河川環境の均一化」が6件、「河畔林やアシはらの繁茂による漁場へのアクセス悪化」、「漁業に支障をきたす樹木の存在」、「慢性的な濁水」、「森林伐採等による河川流量の変化」が4件、「オオカナダモ、カワシオグサ等の異常繁殖による悪影響」が3件、「アシ等の異常繁茂による漁場の縮小」、「排水による水質の富栄養化」が2件でした。

その他につきましては、土砂の流入の増加及び減少に係る水質等への影響や水質改善などに係る内容が挙げられておりました。

8ページを御覧ください。2の「ダム、魚道等の河川工作物の問題」につきましては、回答の多い順に、「魚道の機能不全」が6件、「川床の露盤化」が5件、「ダムからの濁水の放出」が4件、「ダ

ムからの低温水の放出」が1件でした。

その他につきましては、ダム建設工事に伴う水質に関する内容、ダムによる砂礫の流下減少に伴う河床に関する内容、魚道の設置・補修に関する内容などが挙げられておりました。

最後に、3の「その他意見」につきましては、河川管理者等に要望をつなぐ仕組みの必要性やヘドロ問題への対応状況に関する報告、山の間伐等の手入れと広葉樹の増加といった要望がございました。

以上が今回の漁場実態調査を取りまとめたものでございます。

この調査結果は、全国内水面漁場管理委員会連合会が農林水産省など関係省庁に対して、内水面漁業が抱える様々な問題解決に向けた提案行動を実施するにあたり、各都道府県の実態把握のために用いられるものであります。

なお、漁協の各種意見等につきましては、漁協から河川管理者等に対して個別に伝えられていると聞いております。

回答いただいた漁協に対しましては、取りまとめ結果を報告させていただくとともに、水産試験場等の関係機関に情報提供してまいります。

報告は以上でございます。

議長（井野川）

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。

委員（谷口）

1ページ目なのですが漁協さんからのコメントで主な被害は、ふな、おいかわ等、魚類全般の減少であったという事で、これは魚類減少要因というのは外来魚による捕食に限らず、魚病や河川環境の悪化など様々あるわけですが、これは漁協さんが「フナ、オイカワが減っているのは外来魚の影響だ」と答えられているということによろしいですか。その場合、どの様にして漁協さんが把握されているか分かりますか。

事務局（黒田）	<p>本調査はアンケート調査ですので、基本的には漁協さんが色々な調査をされているところもあれば、感覚的に答えられているところもあるかと思います。</p> <p>例えば今回、表一番上の豊川の内共第6号に関しましては、漁協実施のアユの調査時にオオクチバスの胃の内容物を確認したところ、オイカワがたくさん入っていたということで、オイカワが減少しただろうということです。漁協さんにおいても色々と調査をしているところもございます。</p>
委員（谷口）	<p>あとは感覚的なものですね。例えばバスがたくさん泳いでいる川を見れば、これはかなり食われているだろうなと思うものですよね。実際にお腹をさばいて食われているものを確認している所があるということですね。</p> <p>同様に鳥類による捕食も同じことですね。カワウを捌いて何を食べているのかを見たりすることがあるということですね。</p>
事務局（黒田）	<p>あまりカワウの例は聞いたことが無いのですが、アユは放流した時にカワウが大量に群がるなどの経験から、漁協さんとしても放流アユが食べられているだろうと、そういったことによって把握していると思われます。</p>
委員（谷口）	<p>そういうことですね、ありがとうございます。</p>
委員（浅野）	<p>外来魚の密放流について、採った魚が外来魚と分かたら戻さないという様には出来ないのでしょうか。そのあたりを工夫していけば変わってくるのではないですか。</p>
事務局（黒田）	<p>釣った外来魚をキャッチ&リリースということで、再び放流する遊漁者の方々がいるのが実情でございますが、漁協さんの中には駆除対策として再放流を止めるように取り組む漁協さんがございます。資料1ページ、段戸川第13号のブラウントラウトにつき</p>

	<p>ましては、今までは特に駆除対策はしていないということだったのですが、今回調査結果では駆除を呼びかける、駆除というのはブラウトラウトを釣ったら再放流しないで持ち帰り下さいというアナウンスをしているということでありまして、各漁協さんでお願いベースではありますが、こうした取組が一生懸命やられているという状況です。なお、その他意見として、完全に禁止した方が良いだろうと意見はございました。</p>
委員（谷口）	<p>統一的にやられているわけではなく各漁協に任せていて、県としては具体的なことはされていないのですか。</p>
事務局（黒田）	<p>県としてはしておりません。</p>
委員（浅野）	<p>それは難しいのですか。</p>
事務局（黒田）	<p>現状本県としては、漁協さんの取組みを推奨しているということでございます。</p>
委員（立木）	<p>ブラックバス等の特定外来生物については、採捕場所から他へ移す、それは基本的に法律で禁止されています。但し、その場で再放流する事については、国もそこまでの制限はしませんという法律になっています。ブラックバスを釣るルアーアングラの方々は、また釣りたいということもあって、その場ですぐ放流してしまう、といった現状であると記憶しています。</p>
委員（谷口）	<p>滋賀県はリリース禁止プラス条例を作っていて、バスと多分ブルーギル両方ともキャッチ&リリースを禁止しています。県で条例を作ると県の全ての漁協さんに対して網をかける事ができますので、一つの方法にはなります。</p>
委員（浅野）	<p>滋賀県出身ですが、先日近所の川へ行ったら箱が置いてあって</p>

	臭いなどと思って見たら魚が入っていました。
委員（谷口）	<p>私はこの漁協さんの意見は凄く重要だと思っています。</p> <p>特に前段のところの「外来魚を完全に管理できる場所を作り、河川に流出する池の外来魚は全て駆除すべき」とありますが、これはどの様にイメージすれば良いですか。例えば、川から取水して養殖場の水を管理している所が多く、そうするとどうしても川べりの養殖場からは取水増水の際に外来魚が川に流出しやすい、そういった場所はかなり危険ですよということをおっしゃっているのかなと想像したのですが。</p>
事務局（黒田）	<p>基本的にはそういった認識で良いと思っています。今回の調査結果でいいますと、外来魚が多く生息する入鹿池から木曾川に流出している現状がありまして、これをどうにかしたいなという思いがこういった意見として寄せられています。</p>
委員（谷口）	<p>これは入鹿池をイメージしているのですか。入鹿池というと五条川ですよ。流出先は。</p>
事務局（黒田）	<p>木曾川に流入するという事です。</p>
委員（谷口）	<p>そういうことを念頭においた御意見なのですね。</p>
事務局（黒田）	<p>そうですね。各漁協さんからの自分たちの漁場に関する状態のことを報告して頂いて、そういったことが想定されるということです。</p>
委員（谷口）	<p>ありがとうございます。</p>
委員（井野川）	<p>県任せにせず法律を作ってしまう訳にはいかないのかな。要望すれば良いのではないかな。</p>

事務局（黒田）	<p>今回の調査結果については、全国の内水面漁場管理委員会の上部組織である全国内水面漁場管理委員会連合会を通じて、国に対して要望として挙がっていきます。そういった中で国がこれらの対策についてどう考えるかということでございます。</p>
委員（井野川）	<p>県でやると大変でしょう。</p>
水産振興監(岡本)	<p>ただいま御議論されている内容につきましては承知しております。滋賀県が条例で禁止しているという話でしたが、滋賀県で何故それが出来るかという、滋賀県には在来の貴重な固有種がたくさんいますし、内水面漁業がしっかり行われているという地域性がございます。先程話にもありましたとおり、釣った外来魚を入れる箱のように、結局リリースを禁止すると生きた魚を何処かに捨てなければならないということで、そういった場所もちゃんと確保する、そういった財源も必要となりますので、社会的な認識や必要性があって、滋賀県ではできているということございまして、愛知県や他の県でそれが出来るのかということ中々そこまでできないということでございます。</p> <p>もう1点大きなハードルがあるのは、密放流禁止は法律的に決められておりますし、それは個人の行為としてはやってはいけないことなのですが、釣れたものをその場で放すといった個人の行為まで規制できるのかという議論もあったと聞いております。</p> <p>そういった対策が必要であるとの認識が社会的に高まってくれば、法整備であるとか愛知県においても規制あるいは条例を作って、外来魚の駆除もしくは、広げないといった対応につながるものだと考えております。</p>
委員（井野川）	<p>マンパワーが足りないとのことですが、経費的な話というのは書かれていませんよね。制度的に支援する様な経費は十分あるのですか。</p>

事務局（黒田）	<p>鳥類被害対策につきましては、内水面漁業協同組合連合会を通じて国の補助が入って対策等をしていると聞いております。ただ意見として、そのお金が足りないという話もあります。</p> <p>また、結局お金があっても実際に作業してくれる人が中々集まらない、そういった意味ではマンパワーの不足ということで説明させていただきました。</p>
議長（井野川）	<p>それ以外何かございませんか。</p>
委員（谷口）	<p>参考までに教えて頂きたいのですが、20～30年位前は、例えばバス1匹駆除された物を釣り人等が持ち込むと漁協さんが買い取るという事をやっていた時期があったのですけれど、あれは今もやっているところがありますか。</p>
事務局（黒田）	<p>岐阜県で行われております。本県では行っておりません。</p>
委員（谷口）	<p>これはカワウに関しても同じですよ。例えば、カワウのハンティングをしている人がいて、狩猟免許を持っている人が持ち込んでということはないですよ。</p>
委員（大内）	<p>以前、水産試験場の中嶋さんから講習を受けたのですが、カワウは取引して頂けると伺いました。</p> <p>釣り人が激減しており、一番良い時からみると今20%位しかない状況であり、外来魚が増えてもこれは仕方がないかなという思いはあります。</p>
水産振興監(岡本)	<p>市町村単位で鳥獣害被害防止計画というものを策定することができます。計画の中にカワウやサギを入れて、それに基づいた駆除活動に要する経費に対して国からの補助を受けるシステムはあります。但し、全ての市町村が計画を策定しているかというところ</p>

	<p>うではないですし、その対象にはイノシシなども入りますので、おそらくそちらの方に重きを置かれて市町村の方も予算を配分しているのではと思います。内水面におきましても駆除活動の1匹いくらではありませんが支援助成制度があり、やはり人が集まらないという話に繋がりますが、そういった制度はございます。</p>
<p>議長（井野川）</p>	<p>自分の職場に女性職員で鉄砲を撃つ方がいるのですが、カワウでもスズメでも200円、後始末を考えるとスズメを対象とした方が効率が良いということで、カワウの方には手を出さないと言っていました。</p>
<p>委員（浅野）</p>	<p>よろしいですか。外来魚はどの漁協さんも駆除したいと困っているのですか。それとも別にいても良いかな、いた方が良いかなとはならないのですか。共存出来ないものですか。</p>
<p>事務局（黒田）</p>	<p>回答として漁協さんから頂いているのは、生息はしているけれどこれが本当に深刻かどうかというのは、漁協さんの中でもかなり差があると思われます。</p> <p>感覚的な話になりますが、アユに対する被害においては、どちらかという外来魚よりカワウの方を問題視という認識でいるのかなと思っております。今回の調査は外来生物がいるかないかということで調査しておりますので、被害状況も先程谷口先生よりお話しがあったとおり感覚的に書かれている部分もありますので、本当に深刻かどうかというのは中々何とも言えないところではあります。</p> <p>本県の内水面漁協の主力となるのは、アユ、アマゴになりますが、成魚が外来魚によって食されるとはあまり聞きません。</p>
<p>委員（浅野）</p>	<p>直接食べられてしまうということは無いということですか。</p>
<p>事務局（黒田）</p>	<p>おそらく被害として注目される程ではないのかなと認識してお</p>

<p>水産振興監(岡本)</p>	<p>ります。</p> <p>生息域の関係だと思えます。アユが住むような河川の上中流域においては、オオクチバスは多分いない。愛知県内にはほぼいないと思うのですが、コクチバスといった異なる種類のブラックバスは河川にいますね。それが入ると河川の影響があるということです。オオクチバスは、池とか流れの緩いところに住む生物ですので、アユへの被害というのは直接的には少ないと思われま</p>
<p>委員 (高橋)</p>	<p>余談になりますが、去年大入川で釣り教室をやった時にスモールバスが目撃されています。ちゃんと釣れています。もう池だからいないとかそういう事ではなく、結構上まで登ってきているので、この調査結果でスモールバスは少ないのですが、私の感覚では何処の河川にもいると思っています。見分けがつかないだけで、オオクチバスよりスモールバスの方を危惧すべきだと思います。</p>
<p>委員 (谷口)</p>	<p>まったくおっしゃる通りだと思っていて、この中では木曾川水域は既にコクチバスがここにあるとおりで、ネットでも多くの釣り人が写真などを上げています。かなり広がっています。今後コクチバスに関しては、かなり危険な存在になってくるので気を付けなければならないと思っております。</p>
<p>議長 (井野川)</p>	<p>他に質問はございますか。</p>
<p>委員 (浅野)</p>	<p>漁場環境の保全にどれくらい困っているのかが分かりにくいので、本当に困っているのであれば定量的な指標とか調査ができるとより対外的に説明がしやすいと思うのですが。</p>
<p>事務局 (黒田)</p>	<p>浅野委員がおっしゃる様な、定量的に計れば対外的にも説明がしやすいということはごもっともだと思います。ダムからの砂石</p>

の流出の減少による河川のアーサー化、こういったものはアユに直結する問題になります。漁協さん達は程度に差はありますが、かなり深刻に考えている漁協さんもあります。定量的という観点ではないですが、長年漁場を管理されてきた漁協さんが感覚的に見て漁場が変わっている、それに伴ってアユの漁場も悪くなっていると感じています。そういった状況について、漁業さんから河川管理者に対して要望書を上げていると聞いています。

議長（井野川）

質問等も出つくしたようですので、これをもちまして第5回委員会を終了します。

委員の皆様ありがとうございました。

議長

議事録署名者

議事録署名者